

船橋市下水道に係る会計事務処理基準

平成30年4月1日
会計管理者訓令第3号

船橋市下水道に係る会計事務処理基準

(趣旨)

第1 この基準は、船橋市下水道に係る会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2 船橋市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年船橋市条例第38号)第7条第1号及び第2号に規定する事務のうち、会計課長が専決できる基準は別表に掲げるとおりとする。

(代決等)

第3 事務の代決その他の事務処理については、船橋市会計管理者事務決裁規程(平成22年船橋市会計管理者訓令第1号)を準用するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表

その1 支出命令書の確認及び支出の決定

	専決事項	会計課長
収益的支出に関すること	1 給料	○
	2 手当	○
	3 報酬	○
	4 法定福利費	○
	5 厚生福利費	○
	6 退職給付費	○
	7 報償費	○
	8 旅費	○
	9 交際費	○
	10 備用品費	1,000万円以下
	11 材料費	1,000万円以下
	12 燃料費	○
	13 食糧費	1,000万円以下
	14 印刷製本費	1,000万円以下

15	光熱水費		○
16	修繕費		1,000万円以下
17	通信運搬費		○
18	手数料		○
19	委託料	法令等に基づくもの	○
		その他	1,000万円以下
20	保険料		○
21	薬品費		1,000万円以下
22	賃借料		○
23	工事請負費		1,000万円以下
24	研修費		○
25	負担金		○
26	補助金		○
27	補償費		1,000万円以下
28	雑費		○
29	企業債支払利息		○
30	一時借入金利息		○
31	リース支払利息		○
32	企業債取扱諸費		○
33	長期借入金利息		○
34	消費税及び地方消費税		○
資本的支出に関すること。			
会計外現金の受払に関すること			○

備考 ○印は、金額にかかわらず、会計課長が専決できるものとする。

その2 振替命令の確認等

専決事項	会計課長
1 過誤納金還付の確認	○
2 資金前渡、概算払及び前金払の精算の確認	○
3 出納日計表の確認	

備考 ○印は、金額にかかわらず、会計課長が専決できるものとする。